

# 伊 勢 市 公 報

第 108 号  
平成 22 年 5 月 6 日  
木 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	5
<b>告 示</b>	
○ 都市計画道路の変更に伴う図書の縦覧について	10
○ 地縁団体「西豊浜町小川区自治会」の代表者変更に伴う告示について	11
○ 地縁団体「松倉元区」の代表者変更に伴う告示について	12
○ 地縁団体「上区自治会」の代表者変更に伴う告示について	13
○ 地縁団体「城田団地自治会」の代表者変更に伴う告示について	14
○ 地縁団体「柏町会」の代表者変更に伴う告示について	15
○ 道路の区域の変更について	16
○ 道路の供用開始について	17
○ 道路の区域の変更について	18
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係	
・ 選挙期日を定めることについて	19
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	20
・ 選挙長の行う告示の方法について	21
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	22
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	23
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	24
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	25
・ 選挙運動費用収支報告書の公表方法について	27
・ 選挙会の日時及び場所を定めることについて	28
・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を定めることについて	29
・ 投票所の設置について	31
・ 期日前投票所の設置について	32
・ 不在者投票用紙等の交付場所を定めることについて	33
・ 投票記載所における氏名等の掲載順序のくじを行う日時及び場所を定めることについて	34
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	35
・ 投票用紙の様式について	36
・ 当選した者の氏名及び住所について	38
<b>伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示</b>	
○ 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示	
・ 候補者の届出について	39
・ 無投票の確定について	40
<b>上下水道告示</b>	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 22 年度賦課対象区域について	41
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	42

**公 告**

- 伊勢市国民保護計画の変更の公表について 43
- 犬の抑留について 44
- 犬の抑留について 45
- 公示送達 46

**病院公告**

- 病院職員採用試験について 48

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 22 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市規則第 17 号

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 172 号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
先物取引の事業・雑所得		

を

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・雑所得		

に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 18 号

### 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「介護保険給付費等支給（不支給）決定通知書」を「様式第 19 号の 2 による通知書（以下「償還払い支給（不支給）決定通知書」という。）」に改める。

第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項中「介護保険給付費等支給（不支給）決定通知書」を「償還払い支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式第 19 号中「第 号」を削り、「様式第 19 号（第 17 条、第 20 条—第 22 条関係）」を「様式第 19 号（第 17 条関係）」に、  
「地域密着型（介護  
居宅介護（介護予  
予防）サービス費 特例地域密着型（介護予防）サービス費  
防）福祉用具購入費 居宅介護（介護予防）住宅改修費」  
「地域密着型（介護予防）サービス費 特例地域密着型（介護予防）サー  
ビス費」に、「施設介護サービス費  
高額介護（介護予防）サービス費」を「施設介護サー  
ビス費」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

<p style="text-align: center;">                 (介護予防) 福祉用具購入費                  (介護予防) 住宅改修費                  (介護保険高額介護(介護予防) サービス費)                  支給(不支給) 決定通知書             </p>	<p style="text-align: center;">伊勢市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center; line-height: 20px;">印</div>																																																									
<p>先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。</p>																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">被保険者番号</td> <td style="width: 40%;">住所</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>被保険者氏名</td> <td>本人支払合計額(円)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="background-color: #f8d7da;">支給合計額(円)</td> </tr> </table>	被保険者番号	住所			被保険者氏名	本人支払合計額(円)		支給合計額(円)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">利用月</td> <td style="width: 15%;">支給</td> <td style="width: 15%;">支払方法</td> <td style="width: 15%;">受付年月日</td> <td style="width: 15%;">決定年月日</td> <td style="width: 15%;">本人支払額(円)</td> <td style="width: 15%;">支給金額(円)</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	利用月	支給	支払方法	受付年月日	決定年月日	本人支払額(円)	支給金額(円)																																										
被保険者番号	住所																																																									
被保険者氏名	本人支払合計額(円)																																																									
	支給合計額(円)																																																									
利用月	支給	支払方法	受付年月日	決定年月日	本人支払額(円)	支給金額(円)																																																				
<p>※本人支払額の欄には、実際に支払っていただいた額のうち保険給付の対象となる額を表示しています。</p>																																																										
<p>※支払方法が口座払いの場合のみ記載されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">口座振込先</td> <td style="width: 20%;">金融機関</td> <td style="width: 20%;">口座種目</td> <td style="width: 20%;">口座番号</td> <td style="width: 20%;">口座名義人</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	口座振込先	金融機関	口座種目	口座番号	口座名義人						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">給付の種類</td> <td style="width: 50%;"> </td> </tr> <tr> <td>不支給・減額の理由</td> <td> </td> </tr> </table>	給付の種類		不支給・減額の理由																																												
口座振込先	金融機関	口座種目	口座番号	口座名義人																																																						
給付の種類																																																										
不支給・減額の理由																																																										
<p>※振込予定日は毎月20日です。ただし、金融機関の休業日に当たるときは、繰り下がります。</p> <p>※口座番号については、下3桁を*で表示してあります。</p>																																																										

問合せ先

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県介護保険審査会※に対して審査請求をすることができま
  - 2 この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となりま
  - 3 この処分については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができま
- す。  
す。  
せん。（介護保険法第196条）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 伊勢市告示第39号

都市計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年4月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類  
伊勢都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 40 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 呂 晶 実

伊勢市西豊浜町 3067 番地

変更後 野 呂 和 久

伊勢市西豊浜町 3075 番地

伊勢市告示第 41 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

平成 22 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 正 義

伊勢市小俣町宮前 228 番地

変更後 北 村 典 夫

伊勢市小俣町宮前 226 番地

伊勢市告示第 42 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 22 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 正 尚

伊勢市西豊浜町 323 番地

変更後 梶 野 悟

伊勢市西豊浜町 1531 番地 4

伊勢市告示第 43 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 22 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 加 藤 公 男

伊勢市上地町 450 番地 15

変更後 石 田 和 彦

伊勢市上地町 450 番地 24

伊勢市告示第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 22 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 川 井 増 男

伊勢市柏町 611 番地

変更後 浅 沼 良 一

伊勢市柏町 553 番地

伊勢市告示第 45 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	元町 25 号線	小俣町元町 238 番 2 地先から 小俣町元町 239 番地先	旧	4.6	49.0
			新	4.6～11.4	49.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 46 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
元町 25 号線	小俣町元町 238 番 2 地先から 小俣町元町 239 番地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 4 月 27 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 47 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野 11 号線	小俣町明野 1538 番 4 地先から 小俣町明野 1585 番 1 地先まで	旧	4.0～7.5	52.6
			新	4.0	50.8
市道	小俣 9 号線	小俣町明野 1537 番 4 地先から 小俣町明野 1537 番 13 地先まで	旧	6.5 4.0～6.5	58.4 60.7
			新	6.5	58.4
市道	新開 8 号線	御菌町王中島字中野 994 番 2 地先から 御菌町新開字中野 770 番 2 地先まで	旧	7.2～17.1	26.4
			新	4.2～4.9	30.5

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第 28 号

平成 22 年 5 月 1 日に任期満了の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙を、下記のとおり執行します。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 選挙期日 平成 22 年 4 月 21 日 (水)
- 2 選挙すべき議員数 6 人

伊勢市選管告示第 29 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市 岡本 1 丁目 6 番 5 号	森 井 孝	伊勢市 岡本 1 丁目 6 番 5 号	森 井 和 美

伊勢市選管告示第 30 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙長の行う  
告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選管告示第 31 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙に用いる投票用紙及び  
不在者投票用封筒等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記



伊勢市選管告示第 32 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
伊勢市 岡本1丁目14番8号	橋爪健	伊勢市 岡本1丁目14番8号	橋爪弘貴

伊勢市選管告示第 33 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 健	平成22年4月17日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 健	平成22年4月18日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 健	平成22年4月19日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 健	平成22年4月20日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 弘貴	平成22年4月17日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 弘貴	平成22年4月18日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 弘貴	平成22年4月19日
伊勢市岡本1丁目14番8号	橋爪 弘貴	平成22年4月20日

伊勢市選管告示第 34 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における開票事務は、  
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条の規定により選挙会場において、選挙  
会の事務にあわせて行います。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

伊勢市選管告示第 35 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表は、伊勢市役所前掲示場に掲示して行います。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選管告示第 36 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- |          |     |   |         |
|----------|-----|---|---------|
| 1 有投票の場合 | 日 時 | 平成 21 年 4 月 21 日 (水)                        | 午後 5 時  |
|          | 場 所 | 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号<br>岡本会館                 |         |
| 2 無投票の場合 | 日 時 | 平成 21 年 4 月 21 日 (水)                        | 午前 10 時 |
|          | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号<br>伊勢市役所東庁舎 4 階 第 3 会議室 |         |

伊勢市選管告示第 37 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額並びに選挙運動事務員等に対する報酬の最高額を、別紙のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

**選挙運動従事者及び労務者に対する  
実費弁償の最高額及び報酬の最高額**

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(2) 船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(3) 車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
(4) 宿 泊 料	1夜につき12,000円（食事料2食分を含む）
(5) 弁 当 料	1食につき1,000円、1日につき3,000円
(6) 茶 菓 料	1日につき500円
2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	
(1) 基 本 日 額	10,000円以内
(2) 超 過 勤 務 手 当	1日につき基本日額の5割以内
3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	
(1) 鉄道賃、船賃 及 び 車 賃	それぞれ第1項(1)、(2)及び(3)に掲げる額
(2) 宿 泊 料	1夜につき10,000円（食事料を除く）
4 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額	
1日につき10,000円以内	
専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額	
1日につき15,000円以内	

伊勢市選管告示第 38 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票所を、下記のとおり設置します。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

投票所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号 岡本会館

伊勢市選管告示第 39 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員の選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 投票所 期日前投票所
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室
- 3 執務を行うべき日 平成 22 年 4 月 17 日（土）～  
平成 22 年 4 月 20 日（火） 4 日間
- 4 執務を行うべき時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時

伊勢市選管告示第 40 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

交付場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 41 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- |   |     |  |             |
|---|-----|--|-------------|
| 1 | 日 時 | 平成 22 年 4 月 16 日（金）                                | 午後 5 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号<br>伊勢市役所東庁舎 4 階<br>伊勢市選挙管理委員会室 |             |

伊勢市選管告示第 42 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項第 3 号の規定により候補者 1 人につき、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

1, 226, 500 円

伊勢市選管告示第 43 号

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における投票用紙の様式を別紙  
のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市 郎

平成二十二年  
執行 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--

伊勢市選管告示第 44 号

平成 22 年 4 月 21 日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における当選人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条の 3 第 1 項の規定により報告があったので、同条第 2 項の規定により下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 22 年 4 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙（定数 6 人 当選人 6 人）

住 所	氏 名
伊勢市岡本 2 丁目 11 番 88 号	岩 崎 稔
伊勢市岡本 1 丁目 13 番 3 号	西 村 修 一
伊勢市岡本 1 丁目 9 番 26 号	片 岡 康
伊勢市岡本 1 丁目 10 番 23 号	濱 荻 隆 平
伊勢市岡本 1 丁目 6 番 14 号	林 克 也
伊勢市岡本 2 丁目 6 番 35 号	山 添 久 憲

岡本町財産区議会選挙選挙長告示 第1号

平成22年4月21日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成22年4月16日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

選挙長 森井 孝

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.16	本人	いわさき 岩崎 稔 みのる	男	伊勢市岡本二丁目 611番地	伊勢市岡本2丁目 11番88号	S10.10.12	74	無所属	農 業
2	4.16	本人	にしむら 西村 修一 しゅういち	〃	伊勢市岡本一丁目 88番地	伊勢市岡本1丁目 13番3号	S5.12.1	79	無所属	無 職
3	4.16	本人	かたおか 片岡 康 やすし	〃	伊勢市岡本一丁目 20番地	伊勢市岡本1丁目 9番26号	S19.1.6	66	無所属	無 職
4	4.16	本人	はまおぎ 濱荻 隆平 りゅうへい	〃	伊勢市岡本一丁目 41番地	伊勢市岡本1丁目 10番23号	S24.6.16	60	無所属	無 職
5	4.21	本人	はやし 林 克也 かつ や	〃	伊勢市岡本一丁目 212番地	伊勢市岡本1丁目 6番14号	S16.12.8	68	無所属	会社役員
6	4.21	本人	やまぞえ 山添 久憲 ひさのり	〃	伊勢市岡本二丁目 530番地	伊勢市岡本2丁目 6番35号	S21.12.23	63	無所属	農 業

岡本町財産区議会議員選挙選挙長告示 第2号

平成22年4月21日執行の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙につき届出のあった議員候補者の数がその選挙における選挙すべき議員の定数をこえないため、投票は行いません。

平成22年4月16日

伊勢市岡本町財産区議会議員選挙

選挙長 森 井 孝

## 伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 22 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 22 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 平成 22 年度賦課対象区域

二見町溝口、二見町西、小俣町明野、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開及び御菌町小林の各一部

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
340	有限会社 鳥羽産業	鳥羽市鳥羽 2 丁目 1 5 番 9 号	平成 22 年 4 月 27 日

伊勢市公告第 25 号

伊勢市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり変更後の伊勢市国民保護計画を公表します。

平成 22 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市総務部危機管理課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 26 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小木町	雑種	黒	雄	大	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 4 月 15 日

3 抑留期限 平成 22 年 4 月 22 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 27 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市中須町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	迷彩柄の首輪 左眼球異常

2 抑留した日 平成 22 年 4 月 22 日

3 抑留期限 平成 22 年 4 月 30 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 28 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度 墓地管理手数料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、環境生活部環境課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	納入通知書番号
石川 公一	伊勢市船江 4-5-32	0123500
磯部 幸子	伊勢市神田久志本町 1476-1	0256900
今井 篤二	伊勢市岡本 3-2-17	0014600
大幡 勅男	伊勢市岡本 1-6-6	0072300
大矢 幸子	伊勢市本町 12-22	0131300
加藤 研一	伊勢市大湊町 861-4	0211700
菊川 義隆	伊勢市大湊町 93-25	0207700
倉田 弘	伊勢市大湊町 707	0260500
黒瀬 加奈	伊勢市岩渕 3-4-34	0090900
櫻井 小さい	伊勢市岩渕 1-1-18 櫻井 ㏭い様方	0057500
下村 孝之助	伊勢市楠部町 143-33	0156400
竹内 志づへ	伊勢市曾祢 2-13-38	0093000
浜口 保三	伊勢市大湊町 767-15	0276200

森本 政明	伊勢市二見町三津 372	0034902
山中 孝之	伊勢市一之木 4-9-6	0056800
山本 さよ	伊勢市吹上 2-7-29	0032900
佐々木 皎	春日井市松河戸町 769	0266300
澤山 健樹	京都府八幡市西山丸尾 16-1	0067100
澤山 健樹	京都府八幡市西山丸尾 16-1	0067200
田辺 茂次	大阪市東成区東中本 2-1-17-304	0024700
田辺 茂次	大阪市東成区東中本 2-1-17-304	0088600
樋口 いそ	伊勢市御菌町高向 649-4	0052200
二見 純生	東京都北区赤羽台 4-10-7	0096700
萬野 勝正	愛知県一宮市森本 5-2-8	0039302

## 伊勢市病院事業公告第2号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成22年4月16日

伊勢市病院事業管理者 間 島 雄 一

次のとおり職員の募集を行います。

### 1 採用職種及び採用予定者数

看護師 15人程度（随時採用予定）

### 2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和35年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

### 3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

### 4 受験手続

#### (1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①本人のみの住民票の写し（本籍、続柄等の記載が省略されたもので可）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

#### (2) 申込受付

随時。ただし、平成23年3月31日（木）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

### 5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

## 6 合格者の決定及び発表

### (1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

### (2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

## 7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

## 8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

## 9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線 215、216）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課